

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による障害補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日から会社Aが運営するY料理店「D」で調理士として業務に従事していたところ、同年〇月〇日午後8時頃、上司から仕事に対する姿勢・態度について叱責され顔面を平手で数回殴打された（以下「本件災害」という。）。

請求人は、同年〇月〇日E眼科クリニック及びF病院に受診し「左眼網膜剥離裂孔、左眼外傷性網膜剥離」と診断され、加療した結果、平成〇年〇月〇日に治ゆ（症状固定）となった。

請求人は、治ゆ後障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）に該当しないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

### 第3 原処分庁の意見

(略)

### 第4 争 点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級に該当する障害であると認められるか否かにある。

### 第5 審査資料

(略)

### 第6 事実の認定及び判断

#### 1 当審査会の事実の認定

(略)

#### 2 当審査会の判断

(1) 請求代理人は、請求人には本件災害による後遺障害として、変視症が認められ、障害等級第14級に該当すると主張しているので、検討すると以下のとおりである。

ア 請求人に変視症が発症しているか否か検討すると、E眼科クリニックG医師は、平成〇年〇月〇日付け診断書において、「手術後、平成〇年〇月〇日当院受診し、左眼で線が曲がって見えるとの訴えがあり、アムスラーテストを行ったところ、左眼のゆがみ(変視症)を認めた。変視症は現在も続いている。」と述べ、当審査会が鑑別診断を依頼したH医師は意見書において、「請求人には変視症が認められる。」と述べていることから、当審査会としては、請求人には変視症の症状が認められると判断する。

イ 次に、請求人の変視症が本件災害によるものであるか否か検討すると、G医師は、「外傷の後遺症と思われる。」と述べ、一方、H医師は、「変視症の原因が本件災害によるものと医学的に判断することはできない。」と述べている。G医師は、請求人の変視症が本件災害によるものであると所見しているものの、その医学的根拠については何ら述べておらず、当審査会としては、請求人の変視症と本件災害との間に医学的相当因果関係を認めることはできないと判断せざるを得ない。

ウ さらに、H医師は、請求人の変視症の程度について、「変視症に伴う頭痛やめまいなどの神経症状は、自覚症状の訴えがあるため、あると認められる。

頭痛の程度は、比較的軽度と思われる。」と述べ、変視症の障害等級については「医学的に障害等級に相当する程度の神経症状を呈する障害とは言えない。」と述べており、仮に請求人の変視症が本件災害によるものとした場合であっても、請求人の変視症は障害等級には該当しないと判断する。

(2) また、請求代理人は、請求人に残存する視野欠損は障害等級に該当すると主張するが、その障害の程度は、I医師の所見のとおりであり、当審査会としては、決定書第2の2の(2)に説示するとおり、障害等級には該当しないと判断する。

(3) なお、H医師は、「請求人の左眼が人工水晶体眼であるため、障害等級第12級の1『1眼の眼球に著しい調節機能障害を残すもの』に該当する。」と述べている。この点、G眼科クリニックの平成〇年〇月〇日の診療録には、「12/3左OPスミ。JHPにて白内障OPも一緒に行った。」と記載があることから、当審査会としては、請求人の左人工水晶体移植眼は白内障によるものであり、本件災害によるものとは認められないと判断する。

(4) 以上にみたとおり、請求人に発症した変視症は業務上の事由によるものとは認められず、また、視野欠損についても障害等級に該当しないことから、請求人に残存する障害は障害等級に該当しないものと判断する。

なお、請求人のその余の主張については、本件結論を左右しないものと判断する。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした障害補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。